

第2節 一般廃棄物処理業

§ 7 一般廃棄物処理業

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として¹行おうとする者は、当該業を行おうとする区域²（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその一般廃棄物を運搬する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない³。

2 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間⁴ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間⁵は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない⁶。

一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること⁷。

二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。

三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること⁸。

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者^㉑

ハ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの^㉒若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の3、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

ニ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消の日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者^㉓を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消の日から5年を経過しないもの^㉔を含む。）

ホ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読

み替えて準用する場合を含む。)又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項(第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。)の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分(再生することを含む。)の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から5年を経過しないもの

へ ホに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、ホの通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人㊦であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人㊦であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者㊧

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第14条第5項第2号ハにおいて同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人㊦のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの㊨

ヌ 個人で政令で定める使用人㊦のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

6 一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。ただし、事業者(自らその一般廃棄物を処分する場合に限る。)、専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者その

他環境省令で定める者については、この限りでない。

- 7 前項の許可は、1年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。
- 8 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 9 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 10 市町村長は、第6項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
 - 一 当該市町村による一般廃棄物の処分が困難であること。
 - 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
 - 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準^四に適合するものであること。
 - 四 申請者が第5項第4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと。
- 11 第1項又は第6項の許可には、一般廃棄物の収集を行うことができる区域を定め、又は生活環境の保全上必要な条件^五を付することができる。
- 12 第1項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物収集運搬業者」という。）及び第6項の許可を受けた者（以下「一般廃棄物処分業者」という。）は、一般廃棄物の収集及び運搬並びに処分につき、当該市町村が地方自治法（昭和22年法律第67号）第228条第1項の規定により条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない。
- 13 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物処理基準（特別管理一般廃棄物にあつては、特別管理一般廃棄物処理基準）に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。
- 14 一般廃棄物収集運搬業者は、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は

処分を、一般廃棄物処分業者は、一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。

15 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、帳簿を備え、一般廃棄物の処理について環境省令で定める事項を記載^㉓しなければならない。

16 前項の帳簿は、環境省令で定めるところにより、保存^㉔しなければならない。

(昭51法68・昭58法43・平3法95・平5法89・平7法91・平9法85・平11法87・平11法151・平11法160・平12法105・平13法138・平14法45・平15法93・平16法147・平17法42・平20法28・平22法34・平23法35・平23法61・平24法53・一部改正)

趣 旨

本条は、一般廃棄物処理業を市町村長の許可に係らしめているほか、許可の更新、受託と再委託に関する規制、帳簿の整備等を通じて、一般廃棄物の適正処理を図ろうとしています。



➔ ポイント

1 業として

一般廃棄物の収集または運搬を、反復継続の意思をもって行うことを意味します。営利の目的をもってなされることは必ずしも必要ではありませんし、実際に相手方から対価を受けたかどうか関係ありません。

2 当該業を行おうとする区域

許可を受けるべき市町村長は、事務所等の所在地とは関係なく、収集または運搬の業務が現実に行われる区域の市町村長になります。この点、運搬業務のみを行う場合には、積卸しを行う区域の市町村長の許可を受ければよいとされています。

3 その他環境省令で定める者については、この限りでない

一般廃棄物の収集・運搬を業として行う場合であっても、次の場合には市町村長の許可が不要とされています。

- ① 事業者が自らの事業活動に伴って生じた一般廃棄物を自ら運搬する場合（法7条1項ただし書）
- ② 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの収集または運搬を業として行う場合（法7条1項ただし書）

専ら再生利用の目的となる一般廃棄物とは、一般廃棄物のうち、その物の性質上、通常再生利用されるものをいいます。例えば、古紙、くず鉄（古銅等を含みます）、あきびん類、古繊維がこれにあたります。

しかし、このような専ら再生利用の目的となる一般廃棄物だけではなく、それ以外の一般廃棄物も取り扱っている場合には、一般廃棄物の収集・運搬の許可を受けなければなりません。

- ③ 市町村が委託する収集運搬業者（則2条1号）

平成26年3月31日までの間においては、特定被災市町村から東日本大震災により特に必要となった一般廃棄物の収集または運搬の委託を受けた者の委託を受けて当該一般廃棄物の収集または運搬を業として行う者であって、次のaからdまでのいずれにも該当する者を含みます（則附則2項）。

- a 当該受託者から委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員および財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること
- b 法7条5項4号イからヌまでのいずれにも該当しないこと
- c 自ら当該受託者から委託を受ける業務を実施すること
- d 市町村と当該受託者との間の委託契約に係る契約書に、当該受託者が一般廃棄物の収集、運搬または処分を委託しようとする者として記載されていること

- ④ 市町村長が指定する一般廃棄物再利用業者（則2条2号）
- ⑤ 環境大臣の指定を受けて広域収集運搬をする一般廃棄物業者（非営利の場合に限ります。）（則2条4号）
- ⑥ 国（一般廃棄物の収集・運搬を業務とする場合に限り。）（則2条5号）
- ⑦ 一般廃棄物の輸出に係る運搬を行う者（自ら本邦から輸出の相手国までの運搬を行う場合に限り。）（則2条6号）
- ⑧ 特定家庭用機器一般廃棄物の再商品化を業として行う者であって環境大臣の指定を受けた者（則2条7号）
- ⑨ 再生利用の目的となる廃タイヤの収集・運搬をする者（則2条8号）

§ 7 一般廃棄物処理業

- ⑩ 特定家庭用機器、スプリングマットレス、自動車用タイヤまたは自動車用鉛蓄電池の販売者で、同種の一般廃棄物を収集・運搬する者（則2条9号）
- ⑪ 引越荷物を運送する業務を行う者で、転居者の一般廃棄物を収集・運搬する者（則2条10号）
- ⑫ 廃牛脊柱（牛の脊柱が一般廃棄物となったもの）を収集・運搬する者（則2条11号）
- ⑬ 環境大臣の委託を受けて東日本大震災により生じた災害廃棄物である一般廃棄物を収集・運搬する者（則2条12号）
- ⑭ ⑬の者からさらに委託を受けた者（ただし、委託業務の遂行能力があることや、環境大臣と⑬の者との間の契約書に再委託先として記載されていること等の条件があります。）（則2条13号）
- ⑮ 法9条の8の規定による再生利用に係る特例を受けた場合
- ⑯ 主務大臣から使用済小型電子機器等の再資源化事業計画の認定を受けた者（則2条に掲げられていないが、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律13条1項・3項を参照）

ケーススタディ

Q 県やその他の地方公共団体の事務や事業を目的に設立された社団法人に、県道の清掃や県道および県道側溝の土砂、石、ゴミなどの収集、運搬を、業として、委託料を支払って委託する場合に、一般廃棄物処理業の許可は必要になりますか。

A 一般廃棄物の収集運搬を業として行う以上、県からの委託であっても廃棄物処理法7条に基づく許可が必要です。

(昭53・10・31環整556)

4 政令で定める期間

一般廃棄物の収集・運搬業の許可は更新制を採用しており、その有効期間は2年と定められています（令4条の5）。

5 許可の有効期間

有効期間内に許可の更新を受けなければ、その期間の経過によって許可の効力は失われますので（法7条2項・7項）、許可の効力を継続するためには更新の申請が必要となります。

ただ、市町村長による更新申請の審査に時間を要しますので、審査中に2年の有効期間が経過してしまうこともあります。この場合、従前の許可は2年の有効期間

§ 7 一般廃棄物処理業

が経過した後もなお効力がありますので（法7条3項・8項）、審査中に許可の有効期間が経過しても、一般廃棄物処理業を適法に継続することができます。

もっとも、許可の更新がなされても、その有効期間は、更新の許可のなされた日の翌日からではなく、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算されます（法7条4項・9項）。つまり、審査中の期間が当初の有効期間である2年を過ぎても、その超過期間だけ許可の有効期間が延びるわけではありません。

6 許可をしてはならない

この規定は、新規に許可する際に適用されるほか、許可を更新する際にも検討されます。また、いったん許可を受け、更新する前であっても、本条5項4号の欠格事由に該当すると許可が取り消される場合があります。

【欠格要件の一覧表（要件をすべて満たすと申請者は一般廃棄物処理業の許可を得ることができない。）】

類 型		要 件 1	要 件 2	要件3	要件4
イ	後見・ 破産類 型	1 申請者が成年被後見人であること			
		2 申請者が成年被保佐人であること			
		3 申請者が破産者であること（復権前）			
ロ	禁固刑類 型	申請者が禁固刑以上の刑に処せられた者であること	禁固刑の執行終了から5年が経過していないこと		
			禁固刑の執行を受けることがなくなってから5年が経過していないこと		
ハ	罰金刑類 型	1 申請者が廃棄物処理法違反による罰金刑に処せられた者であること	罰金刑の執行終了から5年が経過していないこと		
		2 申請者が浄化槽法違反による罰			

廃棄物手引一

一一三

§ 7 一般廃棄物処理業

		金刑に処せられた者であること		
		3 申請者が政令で定める法（大気汚染防止法、騒音規制法、海洋汚染等防止法、水質汚濁防止法、悪臭防止法、振動規制法、特定有害廃棄物等の輸出入等規制法、ダイオキシン類対策特措法、PCB特措法）違反による罰金刑に処せられた者であること		
		4 申請者が1～3の法令に基づく「処分」に違反したことによる罰金刑に処せられた者であること	罰金刑の執行を受けることがなくなつてから5年が経過していないこと	
		5 申請者が暴対法違反による罰金刑に処せられた者であること		
		6 申請者が刑法204条、206条、208条、208条の3、222条、247条による罰金刑に処せられた者であること		
		7 申請者が暴力行為等処罰法による罰金刑に処せられた者であること		
二	許可取消類型	1 申請者が7条の4第1項による許可取消を受けた者であること	許可取消事由は7条の4第1項の「4号」でないこと	許可取消の日から5年が経過していないこと
		2 申請者が7条の4第2項により許可取消を受けた者であること		
		3 申請者が14条の3の2第1項により許可取消を受けた者であること	許可取消事由は14条の3の2第1項の「4号」でないこと	

廃棄物手引二

一一三

§ 7 一般廃棄物処理業

		4	申請者が14条の3の2第2項により許可取消を受けた者であること			
		5	申請者が浄化槽法41条2項により許可取消を受けた者であること			
		6	申請者が、行政手続法15条による通知があった日前60日以内に、許可を取消された法人の役員であったこと	法人の許可取消事由は7条の4第1項の「3号」、「4号」でないこと 法人の許可取消事由は14条の3の2第1項の「3号」、「4号」でないこと	法人の許可取消の日から5年が経過していないこと	
ホ	自主廃止類型①（廃止した者本人）	1	7条の2第3項による廃止の届出をした者であること	廃止の届出が、許可取消に係る告知聴聞の通知があった日から取消をする・しないを決定する間になされたものであること	廃止の届出から5年を経過していないこと	
		2	浄化槽法38条5号による廃止の届出をした者であること			
ヘ	自主廃止類型②（廃止した者の元役員・元従業員等）	1	法人・個人が7条の2第3項による廃止の届出をしたこと	申請者が、許可取消に係る告知聴聞の通知があった日前60日以内に、廃止届出をした法人の「役員」、法人・個人の「使用人」であったこと	廃止の届出から5年を経過していないこと	法人・個人の廃止について相当の理由がないこと
		2	法人・個人が浄化槽法38条5号による廃止の届出をしたこと			
ト	不正類型		業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認める			

廃棄物手引五

二二四

§ 7 一般廃棄物処理業

		に足りる相当の理由がある者	
チ	未成年類型	申請者が行為能力を有さない未成年であること	未成年者の法定代理人がイからトまでのいずれかに該当すること
リ	法人営業主類型	申請者が法人であること	法人の役員・使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者がいること
ヌ	個人営業主類型	申請者が個人であること	個人の使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者がいること

7 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること

市町村自らが処理する場合はもちろん、法6条の2第2項の委託基準に従って市町村が市町村以外の者に処理を委託する場合も含まれます。

「廃棄物の収集又は運搬が困難」であるかどうかの認定は、当該市町村長に委ねられますが、その認定基準は次のような考え方によることとなります（平15・3・17環廃対213）。

- ① 一般家庭から生ずる通常の一般廃棄物については、原則として困難とはいえない。
- ② 工場または事業場から生ずる通常の一般廃棄物については、その量が法6条の2第5項により運搬を命ずる程度に達するものまたはその性質等が法3条により自家処理を命ずる程度に特殊なものは困難と認定されるが、それ以外の一般廃棄物は原則として困難といえない。
- ③ 前記①、②で原則として困難とされない一般廃棄物であっても、交通の状態その他の事情により、夜間収集作業を必要とするものについては、困難と認定できる場合がある。
- ④ 浄化槽に溜った汚泥については、その収集運搬は、浄化槽の清掃と一体的に行われるのが通例であるので、そのような場合には、汚泥量の多少を問わず、全体作業的に見て困難と認定することができる。

- ⑤ 原則的には、以上のような基準により判断することが妥当であるが、一般家庭から排出される通常の廃棄物についても、当該廃棄物を市町村が自ら処分等をし、または市町村以外の者に委託して処分等する体制が整わない場合は、現に一般廃棄物処理業者が本条1項または4項の許可に基づいて処分等しているものについて困難と認定することができる。

8 環境省令で定める基準に適合するものであること

一般廃棄物の収集運搬業の許可基準のうち、施設および申請者の能力に関する基準は、次のように定められています(規2条の2)。

(1) 施設に係る基準

- ① 一般廃棄物が飛散し、および流出し、ならびに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること
- ② 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、ならびに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること

(2) 申請者の能力に係る基準

- ① 一般廃棄物の収集または運搬を的確に行うに足りる知識および技能を有すること
- ② 一般廃棄物の収集または運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

9 執行を受けることがなくなつた日から5年を経過しない者

刑の時効(刑法31条)または恩赦(恩赦法8条)によってその執行の免除を受けてから5年を経過しない者等を指します。

刑の執行猶予の言い渡しを受けた場合、執行猶予期間中はこれに該当しますが、執行猶予を取り消されることなく猶予期間を経過すると刑の言い渡しの効力が失われますので(刑法27条)、これに該当しません。ただし、前記ポイント6の表中ト(法7条5項4号ト)に該当する可能性はあります。

10 生活環境の保全を目的とする法令で政令で定めるもの

法は、生活環境の保全を重要な目的の一つとしています。したがって、生活環境の保全を目的とする他の法令に違反した者に対し、一般廃棄物処理業の許可を与えることは適当ではありません。そこで、生活環境の保全を目的とした法令に違反した者を欠格事由としています。

令4条の6で定められている法令には、次のようなものがあります。

- ① 大気汚染防止法
- ② 騒音規制法
- ③ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ④ 水質汚濁防止法
- ⑤ 悪臭防止法
- ⑥ 振動規制法
- ⑦ 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律
- ⑧ ダイオキシン類対策特別措置法
- ⑨ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

Ⅱ 法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者

この点については、平成25年3月29日環廃産発1303299号(第2 2(4)②)が詳しいので、該当部分を引用します。

「法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者」とは、法人の業務を執行する権限はないものの、法人に対する実質的な支配力を有する者をいい、例えば、相談役、顧問等の名称を有する者、法人に対し多額の貸金を有することに乗じて法人の経営に介入している者又は一定比率以上の株式を保有する株主若しくは一定比率以上の出資をしている者などが典型的には想定されること。会社法(平成17年法律第86号)に規定する会計参与については、法人の業務を執行する権限及び法人に対する支配力を有しない機関であり、会社法上の役員には該当するものの法上の役員には通常該当しないこと。ただし、会計参与であってもその職務の権限を越えて実質的に支配力を有する場合も想定され、この場合には当該会計参与は法上の役員に該当し得ること。これらを踏まえ、法上の役員の該当性については、法人の従業員等からの報告徴収を積極的に活用するほか、関係機関とも連携して実態を把握し、個別の事例に応じて適切に判断されたいこと。なお、規則第9条の2及び第10条の4等においては、許可の申請に当たって発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者の氏名又は名称等を把握することとしているが、これらの者は同号二に該当する蓋然性が高いと解されること。また、ここでいう「同等以上の支配力」とは、「取締役(いわゆる「平取締役」)」と同等以上の支配力であれば足りることから、「支配力を有するものと認められる者」については、経営方針を単独の意思で決し得るような強大な権限を有する者であることまでは要しないこと。さら

に、これに該当する者は自然人に限られるが、法人が一定比率以上の株式を保有する株主である場合でも、その法人格が全くの形骸に過ぎないと認められる場合、又は法人格が法律の適用を回避するために濫用されているものと認められる場合においては、法人格を否認し、背後にある支配者をもって「支配力を有するものと認められる者」に該当するものとして差し支えないこと。なお、当該背後にある支配者が「支配力を有するものと認められる者」に該当するか否かは、その法人格が全くの形骸に過ぎない、又は法人格が法律の適用を回避するために濫用されているものと認められるか否かを十分事実確認した上で、判断されたいこと。』

12 取消しの日から5年を経過しないもの

以前は、廃棄物処理業者である法人が、その許可を取り消された場合に、その法人を解散し、実質的に同じ役員等の別法人を設立して新たに許可を取得したり、欠格要件に該当する者が、役員以外の肩書きで事実上その法人の経営を左右したりするなど、欠格要件を潜脱する例が見られました。そこで、平成9年の法改正の際、許可を取り消された法人の役員および法人に対して役員と実質的に同等以上の支配力を有する者についても欠格要件とすることとしました。例えば、相談役や顧問といった肩書きを有する者や、一定比率以上の株式を有する株主などが該当する可能性があります。具体的には個別の事例に応じて判断されることとなります。

13 政令で定める使用人

「政令で定める使用人」とは、許可申請者の使用人であり、かつ、次に掲げるものの代表者であるものを指します（令4条の7）。

- ① 本店または支店（商人以外の者の場合は、主たる事務所または従たる事務所）
- ② 継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集もしくは運搬または処分もしくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

14 不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者

一般廃棄物処理業の許可を申請する者について、従前の経過や資質、社会的信用に鑑み、適切な処理業務が期待できないことが明らかな場合には、その許可を与えることは適当ではありませんので、このような者を欠格要件としています。

例えば、過去に許可取消処分と再申請を何度も繰り返し、許可を与えてもまた取消処分を受けることが明らかである場合などがこれにあたりと考えられます。

⑤ いずれかに該当する者のあるもの

この条文には、これまで「欠格要件の連鎖」という問題があり、行政解釈により一定の歯止めをかけていましたが、法改正により立法的な解決が図られました。複雑な条文なので具体例に即して説明します。

廃棄物処理業の許可を受けた法人Aがあり、その役員にaとbがいるとします。同じく許可を受けた法人Bがあり、その役員にbとcがおり、さらに許可を受けた法人Cがあり、その役員にcとdがいるとします。ここで、aが飲酒運転によって執行猶予付きの懲役1年の有罪判決を受けたとします

改正前であれば、次のような法律の適用により許可取消しの連鎖の問題が生じました。

すなわち、法7条5項4号の「リ」は、法人A自身に欠格要件がなくとも、その役員に欠格要件があれば、法人も欠格要件があるとする規定です。したがって、法人Aの役員であるaが執行猶予付きでも懲役刑の有罪判決という禁固刑以上の刑に処せられたのですから、aには法7条5項4号の「ロ」の欠格要件が生じ、さらに法人A自身も同号「リ」によって欠格要件に該当することになります。その結果、法人Aは法7条の4第1項1号によって許可を取り消されることになります。次に、bは許可を取り消された法人Aの役員であったわけですから、bは法7条5項4号の「ニ」の欠格要件に該当することになり、さらに同号「リ」によって法人Bも欠格要件に該当することになります。その結果、法人Bは法7条の4第1項1号によって許可を取り消されます。そうすると、法人Bの役員であったcにも7条5項4号の「ニ」の欠格要件が生じ、法人Cも「リ」による欠格要件が生じることになります。要するに、役員重複があると、もともと許可を取り消された原因を作った役員（この例ではa）ないし法人（この例では法人A）とは関係の乏しい法人C（さらには別の法人）まで許可を取り消されることになるのです。法人Cが適正に廃棄物処理を行っていたにもかかわらず以上のような経過で許可を取り消されるのは、法人Cにとって酷ですし、ひいては優良な廃棄物処理業者が排除されてしまい、廃棄物の適正処理体制にも影響を及ぼしかねません。

そこで、平成22年の法改正により、悪質性が比較的軽微な事案では、ある役員が欠格要件に該当しても、許可が取り消される法人は当該役員が兼任する範囲に限定されることになりました。

冒頭の例で説明しますと、aは法7条5項4号の「ロ」に該当しますので、法人

Aは同号「リ」により欠格要件に該当します。そして、法人Aは法7条の4第1項の「2号」により許可を取り消されることとなります。次に、bは許可を取り消された法人Aの役員をしていたので、bは法7条5項4号の「ニ」に該当し（ここがaと異なります。）、bが役員を兼務する法人Bも同号「リ」により欠格要件に該当します。その結果、法人Bは法7条の4第1項の「3号」により（ここが法人Aと異なります。）許可を取り消されます。したがって、法人Bの許可取消しは回避できません。しかし、さらにcについてみると、cは許可を取り消された法人Bの役員ですが、改正後の法7条5項4号の「ニ」は、法7条の4第1項の「3号」によって法人の許可が取り消された場合を除外しています。したがって、cは法7条5項4号の「ニ」の欠格要件に該当しませんし、法人Cも同号「リ」の欠格要件に該当せず、許可を取り消されることがなくなるわけです。

もっとも、改正後も法人Aはもとより法人Bについても許可が取り消されるので、廃棄物処理業を営む法人の役員には厳格な法順守の姿勢が求められることに変わりはありません。

16 環境省令で定める基準

一般廃棄物処分業の基準のうち、施設および申請者の能力に関する基準は、規則2条の4において次のように定められています。

(1) 処分（埋立処分を除きます。）を業として行う場合

ア 施設に係る基準

- ① 浄化槽に係る汚泥またはし尿の処分を業として行う場合には、当該汚泥またはし尿の処分に適するし尿処理施設（浄化槽を除きます。）、焼却施設その他の処理施設を有すること
- ② その他の一般廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする一般廃棄物の種類に応じ、当該一般廃棄物の処分に適する処理施設を有すること
- ③ 保管施設を有する場合には、搬入された一般廃棄物が飛散し、流出し、および地下に浸透し、ならびに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること

イ 申請者の能力に係る基準

- ① 一般廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識および技能を有すること
- ② 一般廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有

すること

(2) 埋立処分を業として行う場合

ア 施設に係る基準

埋立処分を業として行う場合には、一般廃棄物の埋立処分に適する最終処分場およびブルドーザーその他の施設を有すること

イ 申請者の能力に係る基準

- ① 一般廃棄物の埋立処分を的確に行うに足りる知識および技能を有すること
- ② 一般廃棄物の埋立処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること

17 生活環境の保全上必要な条件

申請が法令の定める許可基準をクリアした場合であっても、市町村長は、これを許可するにあたって、生活環境を保全するために必要な条件を付すことができます(法7条11項)。この条件に違反すると市町村長より事業の停止命令を下されることがあります(法7条の3第3号)。

例えばその条件として、収集運搬業についてはその運搬経路や搬入時間帯の指定、中間処理業については中間処理に伴って生じる排ガス、排水等の処理方法の指定等が考えられます。また、運搬途中の積替の禁止、運搬車を有蓋車に限定すること、許可がなされてから収集開始までの日数指定等の条件も、付することができると考えられます。

18 環境省令で定める事項を記載

一般廃棄物処理業者は、帳簿を備えなければならず、一般廃棄物の種類ごとに、左欄の区分に応じて右欄の事項を記載しなければなりません(則2条の5第1項)。

区 分	記載事項
収集または運搬	収集または運搬年月日
	収集区域または受入先
	運搬方法および運搬先ごとの運搬量

廃棄物手引五

二二〇八一

§ 7 一般廃棄物処理業

処 分	受入れまたは処分年月日
	受け入れた場合には、受入先ごとの受入量
	処分した場合には、処分方法ごとの処分量
	処分（埋立処分および海洋投入処分を除く。）後の廃棄物の持出先ごとの持出量

この帳簿は事業場ごとに備え、毎月末までに、前月中における規定事項の記載をしなければなりません（則2条の5第2項）。

㊦ 環境省令で定めるところにより、保存

前記ポイント㊦の帳簿は1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間、事業場ごとに保存しなければなりません（則2条の5第3項）。

✕ 罰 則

(1) 本条1項もしくは6項に違反して、市町村長の許可を得ずに一般産業廃棄物の収集、運搬、処分を業として行った者は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処せられ、または、これを併せて科せられます（法25条1項1号）。

また、両罰規定により、行為者のみならず、法人に対しても3億円（自然人の場合は1,000万円）以下の罰金刑が科されます（法32条1項1号）。

(2) 不正の手段により、本条1項もしくは6項の許可、あるいは、本条2項もしくは7項の許可の更新を受けた者は、5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金に処せられ、または、これを併せて科せられます（法25条1項2号）。

また、両罰規定により、行為者のみならず、法人に対しても3億円（自然人の場合は1,000万円）以下の罰金刑が科されます（法32条1項1号）。

(3) 本条14項の委託基準に違反して、一般廃棄物の処理を他人に委託した者は、3年以下の懲役もしくは300万円以下の罰金に処せられ、または、これを併せて科せ

られます（法26条1号）。

また、両罰規定により、行為者のみならず、法人等に対しても30万円以下の罰金刑が科されます（法32条1項2号）。

- (4) 本条15項に違反して、帳簿の不備、不記載もしくは虚偽記載をし、または、本条16項に違反して、帳簿を保存しなかった者は、30万円以下の罰金に処せられます（法30条1号）。

また、両罰規定により、行為者のみならず、法人等に対しても30万円以下の罰金刑が科されます（法32条1項2号）。



参考通知

【一般廃棄物の適正な処理の確保】

…市町村においては、第三者によるあっせん等に関し、一般廃棄物の適正な処理の観点から必要があると認められる場合には、排出事業者及び処理業者等に対し、指導等を行うことにより適切に対応し、一般廃棄物の適正な処理の確保に遺憾のなきを期されたい。

（平11・8・30衛環72）

【廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部改正】

第一 引越時に発生する廃棄物の取扱いについては、…一定の要件を満たす場合に限り、許可を受けずに収集又は運搬を行うことが可能である旨その運用を明らかにしたところであり、さらに今般、改正省令により、転居廃棄物の収集又は運搬を行う引越荷物運送業者を、法第七条第一項ただし書に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可を要しな

い者に追加することとし、その要件を定め、その扱いを明確化したものである。

（平15・6・25環廃対発030625002）

【廃棄物処理業等の許可における欠格要件の見直し】

第三 欠格要件については、廃棄物処理業界から悪質な廃棄物処理業者を迅速に排除し、廃棄物の適正な処理体制をより一層確保するために、累次の法改正により強化してきたところである。

しかし、これまでの欠格要件を適用すると、許可を取り消された法人の役員が他の法人の役員を兼務していた場合に、他の法人まで連鎖的に欠格要件に該当することとなっていたことから、適正に処理を行い得る廃棄物処理業者までが許可を取り消され、かえって廃棄物の適正な処理を行う体制を損うおそれがあった。

このため、連鎖が生ずる場合を役員又は法人自身が廃棄物処理法上の悪質性が重大である行為により欠格要件に該当した場合に限定することとし、また、連鎖が生じた場合であっても、役員が欠格要件に該当したことに伴う許可の取消しは当該役員が役員を兼務する法人までに限定し、その後の連鎖が生じないように措置することとした（法第7条第5項及び第7条の4第1項等）。（平23・2・4環廃対発110204004・環廃産発110204001）



参考判例

- 一般廃棄物処理業務契約の委託契約が10年間継続した場合であっても、期間1年の単年契約が繰り返し締結されたものにすぎないので、再契約が締結されない以上は期間満了によって当然終了する。（名古屋高判昭56・4・16判タ454・97）
- 条件付加は実質的に許可の一部取消しの実質をもつことを前提に、許可申請を無条件で許可した前年度と事情の変更が認められないにもかかわらず、前年度と同様の処理計画に不適合であるとして許可に付した条件は、裁量権を逸脱したものとして違法である。（神戸地判平3・4・22判時1425・64）
- 廃棄物処理法7条5項1号「当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬」とは、市町村が自ら直接または委託の方法によって行うものを意味し、単に許可を受けた民間業者によるものは含まれない。（名古屋地判平3・11・29判時1443・38）
- 申請書に法令で要求されている基本的な事項が記載されている場合は、正当な理由なく受理を拒否することは許されず、形式的な様式の違いを理由に適法な一般廃棄物処理業許可申請の受理を拒否する処分は違法となる。（神戸地判平5・11・29判時1514・68）
- 既存業者が一致団結して新規業者の募集に反対し、新規業者を採用した場合には既存業者との和解が極めて困難となるような場合で、既存業者による収集運搬を選択するか、新規業者による収集運搬を選択するがしかならないような状況において、前者を維持すべき必要

性が高いとの事情を考慮し、その結果新規業者による申請が一般廃棄物処理計画に適合しないと判断しても、裁量権の逸脱とはいえない。(和歌山地判平7・3・22判自145・67)

- 過去に複数業者による過当競争により、不法投棄の問題が生じたことがあり、環境処理センターの設立によって同問題が解消され、その後は特段の問題を生じることなく推移していること、近い将来人口の増加は見込まれず、し尿の収集・運搬需要が飛躍的に増大するとは考えられないこと、これらの状況を踏まえて一般廃棄物処理基本計画等が策定されていることなどの事実からすれば、廃棄物処理法7条に基づく申請が同計画等に適合していないとした判断に、裁量権の逸脱、濫用があるとはいえない。(奈良地判平8・3・27判自159・100)
- 五年度処理計画および基本結果において、し尿および浄化槽汚泥の収集および運搬を既存の許可業者が行う体制を維持すべきものとして作成された一般廃棄物処理計画等を前提に、新規業者による申請が一般廃棄物処理計画に適合しないものとしてなされた不許可処分は適法である。(静岡地判平8・11・22判タ958・118)
- 廃棄物処理法7条3項1号の「当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬」とは、当該市町村が自ら又は委託の方法により行う一般廃棄物の収集又は運搬をいい、一般廃棄物収集運搬業

の許可を受けた業者が行う収集又は運搬はこれに当たらないが、既存の許可業者等によって一般廃棄物の適正な収集及び運搬が行われてきており、これを踏まえて一般廃棄物処理計画が作成されているような場合には、市町村長は、これとは別にされた一般廃棄物収集運搬業の許可申請について審査するに当たり、一般廃棄物の適正な収集及び運搬を継続的かつ安定的に実施させるためには、既存の許可業者等のみに引き続きこれを行わせることが相当であるとして、当該申請の内容は一般廃棄物処理計画に適合するものであるとは認められないという判断をすることもできる。(最判平16・1・15判時1849・30)

廃棄物処理法7条5項4号トの「その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者」とは、許可を受けた者の資質、社会的信用性等の観点から、将来、その業務に関し不正又は不誠実な行為をすることが相当程度の蓋然性を持って予想される者をいうところ、一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた法人の代表者が暴行、脅迫及び傷害の被疑事実で逮捕勾留され、最終的に不起訴処分となったものの、一定の関与をしたことが認められること、代表者の元配偶者は暴力団とのつながりがあり、暴行、脅迫及び傷害の共犯者とされたほか、市発注の公共事業等に関連した恐喝等の被疑事実でも逮捕勾

§ 7 一般廃棄物処理業

留、起訴されたこと、一般廃棄物処理状況報告書の提出が遅延し、約定どおりに提出していないこと、一般廃棄物収集運搬業務契約書の作成名義に不備があること等からすると、その代表者及び法人の社会的信用性には相当程度の疑問があり、その業務を誠実に執行しようとする基本的な姿勢に欠けるから、許可取消事由に該当する（大阪地判平20・1・24判タ1266・151）。